

鎌倉市児童福祉審議会
中間報告
放課後児童対策について

平成 16 年（2004）年 11 月 26 日

放課後児童対策について

目次

1	はじめに	1
2	子どもの家の諸課題	2
	（1）子ども会館・子どもの家の拡充	2
	（2）開設時間の延長	3
	（3）特別な配慮が必要な児童への支援	4
	（4）職員体制の充実	5
	ア 職員制度	5
	イ 職員の配置	6
	ウ 職員の資質の向上	7
	（5）保護者負担のあり方	8
	（6）子どもの家の民営化	8
3	おわりに	9

1 はじめに

平成14年8月12日の答申(「地域における子育て支援のあり方について」)の中で触れているように子育てにかかる残された課題として、(1)放課後児童対策 (2)ひとり親家庭対策 (3)児童虐待対策の3点を挙げたところです。

放課後児童対策は、保育と並んで鎌倉市における子育て支援における重要な施策であるとの認識に立ち、平成15年11月、新たな委員構成により児童福祉審議会が立ち上がり、前回積み残しとして指摘のあった課題のうち、まず「放課後児童対策」から議論を深めてきました。

審議経過と概要については表のとおりです。

審議過程の中から幾つかの課題や問題点が明らかになり、今後の方向性について意見具申しますので、今後の施策に活用されることを期待します。

表 審議経過と概要

回	開催日	審議事項
第1回	平成15年11月27日	① 正副委員長の選出 ② 会議及び資料の公開、審議事項の確認並びに会議日程の協議
	平成16年 1月26日	現地視察 二階堂子どもの家、大船第一子どもの家、岩瀬子どもの家
第2回	平成16年 1月31日	①子育て支援の中でこどもの家・会館をどう位置付けるか ②職員体制及び職員の資質の向上について ③子どもの家の事業内容について
第3回	3月23日	①参考人からの意見聴取 子どもの家父母連絡協議会代表、子どもの家指導員代表 民間保育園利用者代表、保育所連絡協議会代表、 PTA連絡協議会代表、子どもの家利用経験者代表
第4回	5月29日	①これまでの議論を通じての課題の抽出
第5回	8月 3日	①課題の整理 ②中間報告(案)の取りまとめについて
第6回	9月18日	①中間報告(案)について ②児童虐待対策について

2 子どもの家の諸課題

昭和50年以降、放課後児童対策事業としての「子どもの家」は、公設公営方式で進められてきました。

現在に至るまで各小学校区ごとに施設整備を進める一方、受入対象学年の拡大(6年生まで。平成15年度)、開設時間の延長(平日は18時まで。平成15年度)、指導員制度の見直し(平成14年度)、利用料の徴収(平成15年度)など時代のニーズに合わせ、様々な見直しを行ってきたことは評価に値します。

しかしながら、放課後児童対策がその時代を投影したものである以上、現在もこれからも絶えず変貌していくことが求められています。

過去において先進的な施策であっても例外ではありません。

今回、議論の中心になった課題について当審議会の意見は次のとおりです。

(1)子ども会館・子どもの家の拡充

鎌倉市の運営形態の特色は、原則として子ども会館・子どもの家が併設されていることであり、これは子どもの成長に十分寄与しているものと思われます。

平成16年6月、植木小学校区に子ども会館・子どもの家が開設し、子ども会館は13施設、子どもの家は15施設が整備され、そのどちらも設置されていない小学校区は、七里ガ浜小学校区だけとなりました。

これまでの審議を通じてこれら施設が子どもの健全育成や子育て支援に果たす役割などを考慮すると平成18年度から始まる次期基本計画において七里ガ浜小学校区の施設整備を位置付け、1小学校区に1施設の方針を速やかに達成し、ニーズに対応するよう要望します。

また、既存施設の配置状況の見直し、計画的な施設の改修など厳しい財政状況を踏まえつつ、着実に推進していくよう希望するものです。

(2) 開設時間の延長

現在、子どもの家の開設時間は「子どもの家条例施行規則」において午後零時(学校休業日にあつては午前8時30分)から午後6時(土曜日にあつては午後5時30分)までと定められています。

次世代育成支援に関するニーズ調査の結果(資料1)によれば平日の場合、多くの保護者は午後6時以降の開設を希望している結果となっています。

同じ子育て支援事業でありながら、例えば保育所において午後7時までの保育を実施している一方、子どもの家においては午後6時で終了するのは子育て支援事業の一貫性・継続性の観点からも疑問です。

就学前児童と就学児童とを必ずしも同列に扱う必然性はありませんが、特に低学年児童のいる保護者ほどその要望は強く、同時に必要性も高いと思われます。

これらのことを考慮し、平日においては現在、保育所が実施している午後7時まで開設時間を延長すべきでしょう。

実施に際しての具体的な指針として次のことが挙げられます。

- ①帰宅時の児童の安全確保のため、午後6時以降の帰宅は原則として保護者同伴とすること
あわせて、ボランティアや地域住民との連携も視野に入れた仕組みを検討すること
- ②その際は、受益者負担の観点から本来の利用料とは別に延長料を徴収すること
- ③安全確保のため、居残り児童数が2名以上の場合には複数の職員を配置すること

この実施に合わせ

夏休みなどにおける早朝開設についても、検討することが必要です。

なお、開設時間の再延長に伴い、保育所と子どもの家の連携が図られる結果として、子どもの家の入所希望者が増加する可能性もあり、施策実施後の動向についてもその推移を見守るとともに対策をたてる必要があると考えます。

(3) 特別な配慮が必要な児童への支援

子どもを取り巻く社会状況の変化の中で、特別な配慮が必要な児童への支援は大きな課題となっています。

平成16年度当初において、いわゆる発達障害を含む障害のある児童等(以下「障害のある児童等」という。)は、子どもの家9施設に16名入所していますが、当面の対策として、ハード面では、植木子どもの家のように施設の一部バリアフリー化やシャワー整備の設置など改善される方向性が見えてきました。

今後とも計画的に各施設の整備を図るよう期待します。

また、障害のある児童等が周りの環境に影響されず、安らぐことのできるスペースが確保できれば一層望ましいと考えます。

ソフト面では、状況に応じアルバイト職員の加配や職員研修を実施していますが、障害の程度は様々であり、これだけでは十分とは言えません。

また、これ以外の特別な配慮を必要とする児童も増加している中で、

今後、必要なことは、ホームヘルパーの派遣や定期的な巡回療育相談の実施などきめ細かな対策であり、あおぞら園スタッフなど専門家の活用により、障害のある児童等と職員に対する支援が必要です。

そのためには、既存の社会資源の活用はもとより、新たな社会資源の開発を含めたネットワーク化と情報の共有化が望まれます。

また、子どもの家の受入対象が、就学児童であることから、対応を検討したり情報交換のため、小学校との緊密な連携も当然必要です。

障害のある児童等を放課後受け入れる施設は現在、子どもの家しかありませんが、

今後、専門的な養育を必要とする障害のある児童・生徒を対象とした専門施設の設置を含め、総合的な対策を検討すべきでしょう。

(4)職員体制の充実

子どもの家の職員は、月 18 日勤務の育成専任指導員(40 名)と月 13 日勤務の育成指導員(32 名)及び必要に応じてアルバイト(原則として月 15 日勤務)で構成され、子ども会館との併設施設の場合、1施設当り4～6名(アルバイト職員を除く)配置されています。

職員の勤務形態は、学校開校日、学校休校日などにより勤務時間も異なります。

子どもの家の管理・運営に関しては、一方で公設民営化の話題もありますが、運営形態に直営方式が存続する限りにおいて職員体制の充実は必要なことです。

ア 職員制度

現在、指導員は非常勤嘱託員としての身分を有しています。

雇用形態として、常勤化が必要との意見もありましたが、

鎌倉市の置かれた厳しい財政状況や

保護者の負担増を考慮すると

現在の嘱託員制度を維持することもやむをえないと思われます。

育成指導員の任用期間については「青少年育成指導員執務要綱」で5年と定められていますが、任用期間終了時点での対応を明確にする必要があります。

勿論、非常勤嘱託員の性格上、任用期限付きであることはやむをえないことと思われすが、任用期限切れに伴う採用試験の実施に際してはこれまで勤務してきた職員も対象に含め、公平を期すべきです。

これにより、新規採用についての公平性が確保されるばかりでなく、

新たな職員を採用することによる活性化が図られると共に

従来から勤務していた職員も意欲と能力があれば継続した勤務が可能となり、

業務の継続性が担保されます。

現在の体制において施設運営の中心的役割を担うべきは職員は育成専任指導員であり、職員相互間及び保護者とのコミュニケーションが円滑に運べるような配慮が必要です。

なお、施設単位で13日勤務の育成指導員だけの職員構成は避けるべきであり、

将来的に育成専任指導員と育成指導員のバランスが保てなくなった場合には

日々の児童の状態を継続的かつ総合的に把握するため、育成指導員の中から適任者を中心的立場に据える必要性も生じるものと思われます。

職員制度についての将来展望を確立することが、有能な人材を確保する上で必要なことです。

イ 職員の配置

子どもの家の職員配置については明確な基準がなく、児童数、児童の状況などにより配置が行われています。

放課後児童健全育成事業の国庫補助における配置基準（児童36人～70人までは職員3名以上）を基本に子ども会館を含む日々来所する児童数に対応した職員配置がなされるべきと考えます。

あわせて男性指導員や教員経験者等幅広い人材の中から職員を採用することや状況に応じた指導員配置の充実に取り組むべきでしょう。

なお、指導員の意見として、「日常業務にゆとりがない」「変則勤務のため職員間の意思の疎通及び日々の事務引継が困難である」

との指摘がありましたが、職員体制を充実する一方、指導員自身も更なる工夫をすることも必要です。

これとあわせ、開館・閉館時間の前後に準備や後始末をする時間を確保すべきでしょう。

これらの前提として計画的な勤務体制が必要なことは言うまでもありません。

また地域に潜在化している人的資源を発掘し、子ども会館・子どもの家での活動の場を提供し、それぞれの得意分野で活動してもらうことも有効です。

子どもたちに対する育成指導の効果が一層高まり、

これにより、異世代交流の実現が図られると共に

子どもの家の支援内容をより充実させることとなります。

ウ 職員の資質の向上

子どもの家の事業は人と人とのふれあいが中心であり、

職員が児童に与える影響は大変大きいと思われま

す。また、子ども会館・子どもの家の事業が多岐にわたっている中で、そこに働く職員は絶えず自己研鑽を積む必要が生じています。

個々の職員が問題意識を持つ中で、効果的・計画的な研修の実施は大切なことです。

出席しやすいよう研修の実施日時に配慮し、

研修テーマの設定にあたっては、職員の希望を聴取するとともに総論的な内容にとどまらず、具体的かつ効果的なものとなるよう考慮すべきです。

また、職員の定期的な異動を実施し、職場の活性化を図ることも必要です。

職員は日々の業務自体が最大の資質向上の機会であることを自覚し、

そこで学ぶ多くの経験を日常業務に活かすべきでしょう。

(5) 保護者負担のあり方

子どもの家の使用料は、受益者負担の観点から平成15年4月から有料化されました。県下各市との比較では、単純な比較はできないものの概ね下位に位置付けられています。(資料2)

放課後児童健全育成事業に対する国県補助費は十分でなく、実態に即した充実が望まれる一方、直接の受益者に対し応分の負担を求めることもやむを得ないと思われま

す。その場合、所得水準などに応じて利用料の減免措置に配慮することも必要です。

なお、今後の見直しに際しては保護者負担金の増額がサービスの改善と表裏一体となるべきとの意見もありました。

(6) 子どもの家の民営化

当審議会においては、子育て支援における子ども会館・子どもの家の位置付けや目指すべき方向性をまず見出し、その上で民営化について考察してきました。

鎌倉市においては、平成14年5月に策定した管理運営の総合的見直しの中でモデルケースの実施を含む民営化の検討を行う旨を打ち出しています。

民営化の受け皿は

教員・幼稚園教諭・保育士等の経験者で組織する団体やNPO法人なども考えられます。

民営化の検討に際しては、安定的な運営の確保を前提とすべきですが、受け皿となる民間団体の確保が不透明な上、保護者負担の増加も懸念される

ところから、本審議会の議論では、民営化することについて強い賛同は得られませんでした。

なお、従来の公設公営・公設民営の考え方とは異なり、異業界の資源・知恵・活力を生かす方策、多様な社会資源を活用することについての検討もあわせて行うべきとの指摘もなされました。

例えば、空き店舗をコミュニティ施設として再生させる仕組みを活用し、地域の子育て支援の1拠点に位置付けるなど新たな発想も必要です。

3 おわりに

限られた中で多くの関係者のご協力を頂いたおかげで
この中間的な意見書を取りまとめることができました。

子どもの家の事業は、
比較的歴史の浅い事業でありながら
子育て支援施策の重要な柱の1つです。

また、地域社会の拠点の1つとして、関係者や異世代の支援を受けながら
社会動向に合わせた柔軟な対応を図っていくことが期待されます。